

2024年12月11日

国際人権規約完全実施促進連絡会議

世話人 鈴木千鶴子

人権関係条約の早期批准と完全実施に関する要望

加盟団体および代表者名

国連 NGO 国内女性委員会	鷺見 八重子
一般社団法人 大学女性協会	長谷川 瑞穂
婦人国際平和自由連盟日本支部	久保 淑子
日本汎太平洋東南アジア婦人協会	藤井 奈津(代行)
日本カトリック正義と平和協議会	ウェイン・バート
女性参政権を活かす会	富澤 由子
公益財団法人 日本YWCA	樋口 さやか
日本キリスト教協議会	吉高 叶

前文

国際人権規約完全実施促進連絡会議は、1966年に国連で採択された「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約—社会権規約(A規約)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約—自由権規約(B規約)」と「B規約の第一選択議定書」(1989年には第二選択議定書が採択された)を日本が批准することを求め、世界人権宣言25周年を記念して1973年12月10日に結成された団体です。

日本政府は1979年に両規約を批准しましたが、いくつかの留保を付すなど、十分なものではありませんでした。以来、当連絡会議は国連憲章に規定された「平和」「人権尊重」の理念のもとに、国際人権関係諸条約と、それに付随する選択議定書等の批准および完全実施を求めて活動し、毎年、関係省庁担当者に面会し、要望書の提出を続けてまいりました。その間、いくつかの条約・議定書の批准がなされましたが、まだ未批准あるいは留保付きのものがあります。

2024年11月現在、日本は「自由権規約」「社会権規約」「女性差別撤廃条約」「拷問禁止条約」「子どもの権利条約」「障害者権利条約」の個人通報制度を定める選択議定書を、批准していません。また、「人種差別撤廃条約」では14条、「拷問禁止条約」の第22条、及び未批准である「移住労働者権利条約」の第77条で規定されている“個人又は集団からの通報を、委員会が受理し検討することを認める旨を、いつでも宣言することができる”の条文に関して、受託宣言をしていません。結果的に、日本では個人の人権を保障する個人通報制度は、現在まで適用されていない状況にあります。その個人通報制度を含む選択議定書については、2024年10月国連の女性差別撤廃委員会が日本に対して8年ぶりに実施した第9回女性差別撤廃条約(CEDAW)の遵守状況審査の結果報告書においても、批准するよう強く求められました。

また、国内の人権保障の推進、国際人権基準の実施を確保するために作られたガイドラインであるパリ原則に合致した「政府から真に独立した国内人権機関」を設置することが課題となっていました。2023年1月国連人権理事会による日本に対する第4回普遍的・定期的レビュー(Universal Periodic Review以下、UPRとする)において、この国内人権機関の設置について多くの国々からの勧告を受け、政府はフォローアップすることを受け入れると明言しましたが、設置計画は示されていない中、前述の2024年10月のCEDAW審査結果において、具体的な時間枠と予算を設定して取り組むべきことが勧告されました。

このように、日本は、国連の人権や平等にかかわる委員会や理事会などから、国際人権規約の完全実施促進を図るための貴重な助言や勧告を、長年にわたり繰り返し受けてきています。しかしながら、近年の例では、2023年8月国連人権理事会の「ビジネスと人権」作業部会が大手芸能事務所の創業者による性加害問題に対して日本政府に被害者救済に向けた対応を求めた時、続いて2024年10月女性差別撤廃委員会が皇室典範の見直しについて勧告した際に、それぞれの官房長官は法的拘束力がないとして、受け入れ拒否を表明しています。ただ、批准・締結した条約及び確立された国際法規は、その理念の実現に向けて誠実に遵守する必要があると、国の最高法規である日本国憲法の第98条第2項に規定されていることを忘れてはならないと思います。

すべての人々が人間の尊厳を保障され、安心して暮らすことができる社会の実現への指針は、国際的な人権諸条約にあると確信し、以下の要望を提出します。

I. すべての人が人間の尊厳を保障され、安心して暮らせる社会をめざして

I-1 沖縄・米軍基地問題の解決を（内閣府・外務省・法務省宛）

2023年12月24日、米軍嘉手納基地所属の米空軍兵長による少女への性暴力事件が起き、翌年3月11日に沖縄県警は那覇地検に加害者を書類送致し、3月27日に起訴しました。しかし事件は、6月に報道されるまで半年もの間、沖縄県に通知されず、外務省は、事件を起訴前に把握していましたが、「被害者のプライバシー保護」を理由に事件を非公表とし、半年もの間情報隠蔽がされたことで対策がとられず、そのため他にも性暴力事件が起きています。外務省の責任は大きいと言わざるを得ません。

23年12月事件の裁判が開始され、加害者が堂々と「無罪」を主張しているのは、「オレたちはレイプしても捕まらない」という意識の反映とも言われています。沖縄県警によれば、1972年から2023年の51年間で、米軍関係者の刑法犯の検挙件数は6235件に上り、最近の4年間は連続で増えています。特に性暴力事件については、被害を受けても様々な理由で訴えない・訴えられないケースも多く、実際に起こった件数はその4倍ともいわれています。

1960年に締結された日米地位協定は、日本側の捜査権や裁判権が制限されており、その抜本的改定がない限り問題は解決しません。地位協定では、米軍兵士が「公務中」に起こした事件に対し、日本側に容疑者の身柄拘束権も裁判権もありません。同協定は「公務外」の事件では、日本側の裁判権が優先されますが、米側に身柄がある場合、起訴されるまで米側が身柄を拘束すると定めています。2023年12月事件の兵士は起訴後に保釈され、米軍の管理下に置かれたまま身柄は拘束されていません。

1997年、日米合同委員会において、米軍に関わる事件については日米間で共有し、正確かつ直ちに地域社会に対し提供することが重要であるとされ、米軍から沖縄県及び市町村に通報することが合意されました。しかし、これは全く機能しておらず、7月23日には「新しい運用」（日本政府から沖縄県への情報共有）が発表されても、米軍の責任は全く問われていません。米軍基地をめぐる問題の解決を図るためには、2020年に全国知事会が申し入れたように、原則として米軍にかかわる事件に日本の国内法を適用することが不可欠です。日本と同じように米軍が駐留するドイツ、イタリアなど多くの国々が、国内法の適用を原則としています。

今回の米兵による性暴力事件は、沖縄県、地域住民には半年も知らされず、被害に苦しみ続ける沖縄の人々を重ねて蹂躪し続けています。また性暴力事件だけでなく、オスプレイの集落近くへの墜落や、小学校への米軍機の窓枠の落下など事件事故は後をたちません。2024年10月29日に発表された国連女性差別撤廃委員会の総括所見では、「沖縄の女性と女兒に対する紛争に関連した性的暴力およびその他の形態のジェンダーに基づく暴力を防止し、捜査し、訴追し、加害者を適切に処罰し、その生存者に十分な補償を提供するための適切な措置をとることを強く勧告しています。以下、要望します。

要望

- 1 罪を犯した米兵の起訴前の日本側への身柄引き渡しを可能とする法整備を行うこと
- 2 日本政府は、米国に対して「被害者に対する謝罪と賠償を行うこと」を強く働きかけること
- 3 不平等な日米地位協定を抜本的に改訂し、国内法の適用を原則とすること
- 4 平和憲法を持つ日本は、米軍基地を撤去し、軍事力に頼らない安全保障政策を行うこと

以上

I-2 中高年の障がい者の就労について（厚労省・文科省宛）

特別支援学校高等部卒業の障がい者の雇用については、学校の先生方、ハローワークなどの就労支援事務所の働きかけにより、整ってきています。『障害者雇用促進法』に基づき、障害者雇用分科会で、令和5年4月から民間企業における法定雇用率は2.3%とされ、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げられようとしています。新卒者の雇用が整ってきたところで、問題になってきたのは、中高年になって勤めていた職場を失ってしまう障がい者のことです。

コロナ禍の時期に企業の人員整理にあい、中高年の障がい者が、解雇されてしまうことが顕著になりました。障がい者の年齢が上がるにつれて、雇用された時よりも障害が重度化してしまうなどの様々な原因が考えられますが、新卒の時とは異なり就労指導をしてくださった学校の先生は異動でいない、保護者も高齢化していたり死亡していたりし、頼るのはハローワーク、地域支援センターということになります。なかなか本人ひとりでは相談に行くのが難しく、また自分の意志を短時間で的確に説明するのが難しい等の問題点を抱えています。

また技術は速い速度で進んでいきます。そこで職業における能力の開発や、技術の向上に関する対策を、彼らに合わせた方法で指導し対応していかなければ、彼らは益々取り残されてしまいます。単に就労させればそれで良いというのではなく、就労後の指導も大切です。

『職業高等専門学校』は今一般の定年退職した方の入学希望が多く、一般の高校卒業生もなかなか入学できない現状です。職業高等専門学校は、全国で1980年は300校あまりでしたが、2023年には200校あまりに減って来ています。これでは、新たな技術を身に付けたいと願っても、障がい者はとても入学できません。発達障がい者の就労移行支援にスポットをあてた、民間会社も対象は若年層です。中高年の障がい者に技術を身につけさせる取り組みを、リスキリングの一環として実現して欲しいと思います。

もともと障がい者の賃金は低い傾向が多い上、昨今の物価の上昇には驚くものがあります。その状況に見合うように、賃金を上げてほしいと思います。

障がい者ひとりひとりにあった就労の場の保障を実施して頂きたいと思います。日本が2014年に批准したいわゆる「障害者権利条約」は、多数を占める人たちの事情に合わせて作られた社会が社会的障壁を生み、障がいを持つ人たちには生きづらい社会環境となっているとして、障がいは個人の問題としてのみではなく、個人の外部に存在する種々の社会的障壁によってもたらされるものであるとする「社会モデル」の考え方を示しました。その視点を今一度想起して頂き、障がいをもつ人たちが自分らしく生きていくことのできる社会環境の整備を願い、以下のことを要望します。

要望

- 1 就労対策の充実とともに、失業した場合、高齢者の再教育の場の保障、就労後相談の場の充実などライフステージにあった支援を図ること
- 2 障がいの程度、障がい者の事情に合わせた働きやすい環境の整備を図ること
- 3 物価の上昇に見合うように、賃金を上げていくこと

以上

I-3 「国内人権機関」設置に関する要望（法務省、外務省宛）

日本は、政府から独立した国内の人権機関を設置する必要があると、国連人権理事会をはじめ7つの人権に関する委員会から、四半世紀にわたり勧告・要請を受けてきました。直近の2023年の国連人権理事会によるUPR（普遍的・定期的レビュー）に向けた日本政府による第7期報告文書に対する考察結果（CCPR/C/JPN/CO/7）では、懸念される事項に挙げられ、その理由として「国内人権機関の設置に関する報告は極めて具体性に欠け一般論に過ぎず、人権の擁護と育成を目的とする人権機関の設置に向けた明確な進捗状況が示されていない」と指摘されました。

最終的なUPR審査で、国内人権機関の設置について、死刑廃止と並び最も多い29か国から勧告を受けたことに対して、日本は2023年7月の回答文書で初めて、全てフォローアップすると回答しました。しかしながら、その後も設置に向けて具体的に準備が進んでいるとの情報は得られていません。国連人権理事会へは、設置についての勧告・要請を全て受け入れ、設置に向けて行動を起こすことを約束する内容の回答をしたにも拘わらず、関係省庁の対応を窺う限り、実際の取組み状況は相変わらず漠とした不明のまま、と解釈されます。国民として非常に残念なことです。

国内人権機関は、1993年の国連総会で採択された「国家人権機関の地位に関する原則」（所謂パリ原則）に基づき、既に国連加盟193カ国中120カ国に設置されています。しかし、日本にはこれまで存在していないため、その意義について十分に理解されていないきらいがあります。旧ジャーニーズ事務所の性加害問題も、何十年も前から疑惑がありながら、海外メディアによる報道をきっかけに国連人権理事会の作業部会による調査により漸く明らかにされた大きな人権侵害の事例です。その調査報告で指摘された「日本には人権に関する構造的な課題がある」に対して、日本政府は作業部会の見解は法的拘束力がないとの受け止め方しかしていません。更に、作業部会は、被害者の救済のためにも「国内人権機関の設立」を勧告しました。国内で自浄的に告発も処理も真つ当にできない人権問題を目の当たりにし、国内人権機関の役割について理解が促されると共に期待が寄せられる次第です。

日本の国内人権機関の未設置と人権諸条約に関わる選択議定書の未批准とは、米国を除く所謂先進国の間では際立っており、人権状況が国際基準から程遠いものとなっていることを表していると思われます。個人通報制度を含む数々の選択議定書を頑なに批准しないという姿勢を貫くのであれば、せめて国内で可能な限り客観的な視点と方法で、人権擁護と人権の涵養が図れる政府から独立した国内人権機関を設置すべきではないでしょうか。究極の人権侵害を生まない方途となるはずで

以上のことから、次の2点を要望します。

要望

- 1 国連人権理事会への回答を反故にすることなく、国内人権機関の設置実現に向け、予算と時間枠を示した具体的な計画を策定すること
- 2 その設置計画に当たり、国民の間での幅広い意見交換や議論の場を設けること

以上

II. 批准済み条約の完全実施に向けて

II-1 日本軍「慰安婦」問題の解決のために（内閣府、外務省、法務省宛）

2023年11月23日、韓国ソウル高等裁判所は、日本軍「慰安婦」被害者や遺族らが提訴した訴訟で、原告の訴えを認め、日本政府に賠償を命じる判決を下しました。

韓国で金学順(キム・ハクスン)さんが名乗り出た1991年から33年がたちますが、日本政府は被害者が願う、公式謝罪も賠償も行っていません。日本政府の公式見解は、2015年の「日韓合意」で「最終的、不可逆的に解決した」としていますが、「日韓合意」では解決にならないと被害者や遺族たちが考えたからこそ、先の裁判を起こしたのです。

2021年1月にも同様の判決がソウル地裁で出されています。この内容は、「被告となった国家が国際社会の普遍的な価値を破壊し、反人権的な行為によって被害者に極度の被害を与えた場合」には、国家免除の例外を認めなければならないと判断しています。そして2023年の韓国ソウル高裁での判決は、これを進め、「法廷地国(韓国)の領土内で法廷地国の国民に行われた違法行為の場合には、その行為が主権的行為として評価されるかどうかを問わずに国家免除を認めないのが現在の有効な国際慣習法である」としています。この2つの判決は、国際社会は、国家中心の国際法から人権中心の国際法へと向かっていることを示しています。(主権免除を例外とした海外の判決として、ブラジルやイタリア、ギリシャでの判決があります)

第二次大戦後、国際人権法の重要性が高まり、人道に対する罪に相当する日本軍「慰安婦」問題は、いま改めて問い返されなければなりません。それは日本の植民地支配下で引き起こされた重大な人権侵害、戦争犯罪の事実であり、日本が旧来の主権免除のあり方に拘泥するのでは、性差別と人権侵害の歴史的な問題が国際法(=主権免除)の名の下に不問に付されかねません。

韓国に次いで中国山西省の被害女性の遺族たちも、2024年4月に日本政府の公式謝罪と反省、賠償を求めて裁判を起し、また8月には中国湖南省の被害女性8名が日本政府を提訴しました(提訴した8名のうち、5名は88～102歳です)。被害者やその遺族たちは、人間の尊厳と人権の回復を求めて勇気を振り絞って立ち上がったのです。

国連女性差別撤廃委員会が10月29日に公表した日本政府に対する総括所見では、国際法において「戦争犯罪と人道に対する罪には期限がないという原則」を受け入れなければならないと強く勧告しています。この勧告は、日本政府が、「慰安婦」問題は条約締結前の事例だから人権侵害でも適用できないと理由づけしていることへの強い指摘です。また、歴史教科書から「慰安婦」問題の歴史が削除されていることについても、委員会は、歴史的な事実を記載すべきであり、それを政府は監視すべきと、勧告しています。

歴史の事実から目を背け、国家の法的責任を否定して、日韓の政治外交問題として「2015日韓合意」で終止符を打とうとしている日本政府の姿勢は、改められなければなりません。日本政府は、歴史の事実に向きあい、被害者に対して誠実に対応することが求められています。以下、要望します。

要望

- 1 歴史の事実に向きあい、被害者と遺族に対して謝罪と賠償を行うこと
- 2 韓国の2つの判決に向きあい、人権中心の国際法に応えること
- 3 世界の中で戦時性暴力禁止条約(仮)をつくるために、日本政府は積極的に活動すること

以上

II-2 永住資格取り消し規定見直し等に関する要望書(法務省宛)

2024年6月14日に成立、6月21日に公布された改正出入国管理及び難民認定法により、①在留カードの常時携帯等、入管法上の義務を遵守しない場合、②故意に税金や社会保険料を支払わない場合、③拘禁刑1年以下が科せられた場合に、永住資格を取り消すことが可能になりました。しかし、この「改正」は、日本国憲法第14条(法の下での平等)はもちろん、人種差別撤廃条約第2条(締約国の差別撤廃義務)、第5条(非差別・法の前での平等)、自由権規約第2条(締約国の差別撤廃義務)、第26条(非差別・法の前での平等)等に違反するもので、「改悪」以外のなにものでもありません。

①については、これまで繰り返し国連・自由権規約委員会からその差別性が指摘され、是正勧告が出されてきました(1993年最終見解、1998年総括所見)。外国人にのみ義務が課せられ、違反すれば行政罰や刑事罰が科せられるからです。②については、他の法律によって処罰や強制徴収、追徴金などが定められ、外国人にも適用されています。③についても拘禁刑1年以下が科せられた場合、外国人もそれに従います。つまり、今回の改正は、①については本来無くすべき差別的処遇を強化し、②③については相応の罰を受けた後、外国人にのみ、さらに永住権取り消しという罰を加えようとするもので平等原則に反しています。

日本政府は国連・人種差別撤廃委員会による懸念と見直し勧告(6月25日付)に対する回答書(9月25日付)の中で、単なる「失念」や「やむを得ず」と認められた場合の資格取り消しはないとし、さらに、取り消しになった場合でも、「原則として『定住者』等の在留資格に変更し、引き続き安定的に我が国に在留させる」と説明しています。しかし、改正条文にはこうした例外規定や方針は全く示されていません。すべては法務省・入管庁の自由裁量による運用にかかっているのです。

この「改正」により、89万人に上る永住者のあいだに不安が広がっています。恣意的な法の運用により、苦勞して得た永住資格をいつ取り消されるかわからないからです。その中には、日本生まれや日本育ちで、日本以外に「帰る国」のない外国籍の子どもや若者も含まれています。また、この「改正」は341万人を超える在留外国人全体にも衝撃を与えています。どれほど日本社会に定着し貢献しようとも、外国人は管理と差別の対象であることがより一層明確になったからです。

日本政府は普遍的な人権を保障する日本国憲法に照らし、また、批准している国際人権法にのっとり、国籍の違いに関わらず、国内に暮らす全ての人々に安心して生活できる環境を整備していかなければなりません。そのために以下のことを要望します。

要望

- 1 今回の永住資格取り消しに関する「改正」条項を廃止する、もしくは上記の例外規定や方針を明記した厳格なガイドラインを作成すること
- 2 国連自由権規約委員会から繰り返し是正勧告が出ている在留カード常時携帯などの入管法の義務規定を抜本的に見直すこと
- 3 各地で公聴会を開いて外国人住民の意見を聞き、それらを反映した外国人住民基本法、人種差別撤廃法、難民保護法、国内人権機関設置法を制定すること

以上

II-3 原発被災者の人権—UPR勧告のフォローアップを求め—

(外務省・内閣府・厚労省・法務省・環境省・復興省・経産省宛)

2023年の国連人権理事会特別報告者の勧告では、国内避難民の人権について多くの指摘がなされました。各地で今も避難生活を送る区域外避難者にとって、2017年の自主避難者への無償住宅供与の打ち切りは、生存と苦難の生活に追い打ちをかけています。東京都による避難者追い出し訴訟の他、大阪でも避難中にうつ病、がんを発症し、働けない生活保護受給女性が、役所の担当者からの罵詈雑言、避難者住宅からの退去命令、生活保護の打ち切り、損害相当額の1700万円の請求など非人道的扱いを受けています(2024年9月の報道)。UPR勧告では福島原発事故のすべての避難者は、国際人権(自由権)規約12条「移動、居住の自由」の権利に基づき、「指示」か「自主」かの区別無く同じ権利を持つ国内避難民とされました。それならば、両者に平等な保護、救済が為されるべきです。

そもそも避難の基準は放射線防護の観点から、少なくとも国際放射線防護委員会(ICRP)の提示する国際基準に則り決められるべきでしたが、実際には原発からの距離と行政区で線引きされ、自宅が高線量のため自主避難を選択した区域外避難者は今も差別的な扱いを受けています。また、福島の放射線環境基準は事故後の緊急事態宣言下で特例的に通常(1mSv/年を超えない)の20倍の20mSv/年以下を許容しています。低線量でも放射線による被ばくは極力避けなければならず、ICRPも1~20mSv/年のできるだけ低い値を採るべきであるとしていますが、政府は国際基準に適合せず客観的根拠に乏しい解釈をし、空間線量20mSv/年以下で帰還を進めています。2012年に成立したいわゆる「子ども被災者支援法」は、国の責任を明記し、避難について選択する権利を尊重し、子どもの健康影響に配慮したものでした。しかし、翌年成立した「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」では、避難指示区域を別として具体的な支援対象地域は福島独自の緩い基準のもと、県内の中通り、浜通りの33市町村のみとなりました。一方、原発事故後5年目に成立した市民立法によるチェルノブイリ法(1991年)では、汚染の基準が土壌汚染を含め明確に数値化され、それによるゾーン分けで避難の権利を保障し、住居、仕事、医療サービス、年金、保養などの手当があります。居住可能なのは5mSv/年未満、原発から30km圏内は強制移住です。これに対して日本では国際基準に則り人権に配慮した放射線防護法が未整備で、国民の健康や生活が守られません。土壌を含む放射線汚染状況を正確に調査公表し、移動や居住の自由を認め、不要な被ばくを強いることなく、自主避難者への不当な差別を防ぐ法整備を求めます。

何より国民の安全を最優先し、地球環境保全のため原発を廃止することを要望します。

要望

- 1 国内避難民の住宅保障と支援を期限無く提供すること
- 2 福島の放射線汚染状況調査を土壌汚染を含めて実施し公開すること
- 3 国民の健康を守る放射線防護法を制定すること
- 4 原発を廃止すること

以上

II-4 人権の視点に基づいた包括的性教育の実施を(文科省宛)

2018年に発表された『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】』(以下、改訂版ガイダンス)は、それまで全体の中に分散して示していた「ジェンダー理解」と「暴力と安全の確保」を別立てとし、重要な課題として明確に位置づけました。改訂版ガイダンスの目的は、「自らの健康・幸福・尊厳への気づき、尊厳の上に成り立つ社会的・性的関係の構築、個々人の選択が自己や他者に与える影響への気づき、生涯を通して自らの権利を守ることへの理解を具体化できるための知識や態度等を身につけさせること」と書かれています。しかし現在の日本では、人権教育としての「包括的性教育」がおこなわれていない実態があります。改訂版ガイダンスには包括的性教育の論理的根拠と、教育を効果的に進めるための内容や年齢段階別の学習目標が提示されています。また自らの経験と情報を組み合わせて理解する学習者を中心に据えたアプローチが特徴となっています。

日本も批准している「子どもの権利条約」では、すべての子どもが必要な情報を入手できる(17条)ようにし、教育を受ける権利があることを約束しています(28条)。その教育とは人権を基本(29条)とし、そのことは子どもたちが自らの性について自己決定できるように(34条)していかなければならないと考えます。そういう意味で、この間、ずっと協議してきましたが、いわゆる「歯止め規定」があることは大きな課題になっています。この規定があることは、性を全人格的なものとしてとらえていないことにつながっています。2021年4月から始まった『生命の安全教育』でも、このことは残ったままです。子どもは、性交の説明を経ずに性暴力や性的被害について理解することはできませんし、「性的同意」の大切さについて知ることもできません。

また、近年、「LGBT」という言葉は一般に流布し、20年前とは隔世の感があります。しかし性的指向や性自認の面で少数者とされている人たちのことが、当事者の方々の人権を尊重しての理解がなされているとは思えない状況が続いています。特にトランス女性(生まれた時は「男性」に振り分けられたが、自身は「女性」のアイデンティティを持って生きている人)に対する差別と暴力は激しくなっています。公人からの差別発言も続き、性的指向や性自認の面で少数者とされている人たちのいのちを脅かしています。

以上のことから以下を要望します。

要望

- 1 学習指導要領における制限規定を見直し、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】」を基本とする指導要領を体系的に整備し、包括的性教育を、モデル事業のみならず全国の教育機関で広く実施すること
- 2 「国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】」に記されているように、性的少数者のそれぞれの在りように関してその理解につながるよう適切な教育を行うこと

以上

III. 未批准の条約の推進および条約の留保の解除

III-1 死刑廃止に関する要望（法務省、外務省宛）

国際人権規約完全実施促進連絡会議はこれまで重ねて、死刑制度の廃止を政府に対して求めてきました。2024年版の要望書をまとめるにあたり本会議は、1989年12月15日の国連総会で採択された「死刑の廃止をめざす、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書」（いわゆる「死刑廃止条約」）の批准と死刑廃止に向けた具体的な行動開始を以前にも増して強く訴えます。

なぜならば、2024年9月26日、静岡地裁が確定死刑囚だった袴田巖さんのやり直し裁判で無罪判決を言い渡したからです。罪のない人の命を国家が奪い去るという、取り返しのつかないことが起こったかもしれないという事実をまざまざと見せつけました。

袴田さんは1966年に静岡県清水市（現静岡市）の一家4人が殺害された強盗殺人事件で起訴されました。再審の判決は、捜査当局が示した証拠には捏造があり、調書も非人道的な取り調べによる実質的な捏造だと厳しく指弾しました。袴田さん示す拘禁症状はまた、死刑が「不可逆的な拷問」（2023年「世界死刑廃止デー」のテーマ）であることを浮き彫りにします。

袴田さんより前に、確定死刑囚の再審が開かれたのは戦後4件の4人。4人に対する再審の無罪判決はいずれも確定しました。冤罪事件が将来は決して起こらないと断ずることはできません。この一点に照らしても、死刑制度は廃止されるべきだと確信するものです。

いわゆる「死刑廃止条約」の採択後、死刑を廃止したり執行を停止したりしている国家は確実に増え、法律上（犯罪の種類による廃止を含む）・事実上、死刑を廃止している国は155に上り、存置国は55と圧倒的に少数です。同条約前文は「死刑の廃止が人間の尊厳の向上と人権の漸進的発展に寄与すると信じている」としています。存置国であり、かつ国連総会で数回採択された死刑執行停止を期するモラトリアム決議を支持しないわが国の姿勢は、国際社会から批判されています。

日本弁護士連合会の呼びかけにより元検事総長、元警察庁長官、犯罪被害者の遺族、弁護士、国会議員、ジャーナリストらで構成する「日本の死刑制度について考える懇話会」が設立され、議論をまとめた報告書を24年11月13日に公表しました。報告書は国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする会議体の早急な設置を提言しました。廃止を巡る議論や執行停止にも言及しています。制度の見直しはまさに喫緊の課題なのです。

要望

- 1 わが国の死刑に関する情報、死刑廃止国の世論を巡る情報などを広く提供し、国民が死刑について議論する機会を設けること
- 2 1項と並行し「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第二選択議定書（死刑廃止条約）の批准に向けた取り組みを始めること
- 3 死刑が廃止されるまでの間、執行を停止し、国連のモラトリアム決議を支持すること
- 4 死刑を廃止・停止するまでの間、残虐との指摘もある絞首刑、人権配慮に欠けた執行直前の告知など刑の在り方を見直すこと

以上

III-2 「ILOセクハラ禁止条約」を批准し、グローバルスタンダードな視点に基づいた職場の環境整備を（厚労省、法務省、外務省、経産省、内閣府宛）

SDGsの目標8には、持続可能な経済成長も、働き甲斐のある人間らしい雇用の促進も、と掲げられています。2021年6月に発効した「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」（以下、ILOセクハラ禁止条約と記す）は、ビジネスと人権の観点からも、今後欧米各国が次々に批准することが予想されており、今後はグローバル企業の重要な経営戦略の一つになるといわれています。

日本の現状は、セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどのハラスメントを別々の法令で扱い、しかも差別禁止法としての整備はせず、使用者には防止措置を義務付けるだけで努力義務・罰則なしの状態にあります。諸外国からはどのように労働者の人権を保護しているのかが見えにくく、海外投資を受ける際の障壁にもなり経済的な面からも大きな損失です。また保護の対象も、雇用労働者のみとなっており、働く意欲を示す雇用予備軍を含めた被害の現状を把握した内容になっていません。グローバルスタンダードを踏まえた人権意識を尊重する国として、SDGs 目標8の「働きがいも経済成長も」の指針とディーセントワーク促進への姿勢を示すべき時です。

圧倒的多数で採択された ILO セクハラ禁止条約は、職場などで特に女性や少女を苦しめている暴力やハラスメントをなくすための初の国際労働基準を設定し、暴力とハラスメントは人権侵害であることを世界に明示しました。日本は政府と労組が賛成票を投じたのに対し、雇用者代表の経団連は棄権票を投じました。被害の多くを占める国内の働く女性たちには、明らかな性差別であると受け取られています。

条約の内容は、暴力・ハラスメントを、「身体的、精神的、性的、経済的な危害を与える受け入れがたい行動」と幅広く定義しています。その上でこれらの行為を法的に禁止し、違反した場合には制裁を課し、更に保護すべき対象を、雇用労働者だけでなく、フリーランスなど契約の形態にかかわらず働く人々、インターンや見習い、実習生、就活中、雇用の終了した人や求職者、ボランティアなどにも広がっています。このように同条約は、ジェンダー差別を含め広く被害対象者を救い上げようとする包括的で画期的な内容となっています。締約国には、「暴力とハラスメントのない労働の世界への権利を尊重、促進、実現」することを義務付け、暴力とハラスメントを法律で禁止し、政策を立案、予防や履行のための戦略や監視メカニズム、及び被害者の救済の仕組みを作ることを求めています。

政府のこれまでの女性の働く環境整備に関する政策は、主に大企業の正規雇用者を対象とした内容が中心で、女性支援法で困窮する女性への対策を進めているとはいえ、女性の生きにくさに応える内容は消極的です。女性版骨太の方針 2023 に掲げられていた「ハラスメント防止対策」は、2024 版ではなくなりました。また、女性差別撤廃条約 選択議定書の個人通報制度は、こうした日本の一方向に改善されないセクハラ被害の現状に希望を与える手段として重要ですが、その議定書も未批准の現状では、日本の女性の人権は、未だに家父長制的概念が残存する段階に置かれたままにあるといえます。国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)は、2022 年末に「包括的差別禁止法の実践ガイド」を公表しましたが、国際人権法に示された内容を、国内法にどう書き込んでいくかが記され、NGO 間での学習が進んでいます。

セクハラは、働く人々の意欲と能力を阻害する最も大きな原因です。以下の項目を強く要求します。

要望

- 1 セクハラ防止や禁止に対するビジョンや行動規範の整備を行い、その周知を事業所及び事業所内各個人に対し徹底するよう、団体組織に働きかけること
- 2 刑法など必要とされる国内法の整備を急ぎ、ILOセクハラ禁止条約を批准すること

以上